○厚生労働省令第百二十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）の施行に伴い、並びに同令附則第二条第一項並びに第三条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第四号並びに第十八条の二第二号及び第四号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（名称等を表示すべき危険物及び有害物） **第三十条**　令第十八条第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の物の欄に掲げる物とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。	（名称等を表示すべき危険物及び有害物） **第三十条**　令第十八条第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の中欄に定める値である物並びに四アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が一パーセント未満のものに限る。）を除く。）とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。
一～三　（略）	一～三　（略）
第三十一条　令第十八条第四号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。ただし、前条ただし書の物を除く。	**第三十一条**　令第十八条第三号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。ただし、前条ただし書の物を除く。
一～七　（略）	一～七　（略）
（名称等を通知すべき危険物及び有害物） **第三十四条の二**　令第十八条の二第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の物の欄に掲げる物とする。	（名称等を通知すべき危険物及び有害物） **第三十四条の二**　令第十八条の二第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が〇・一パーセント未満のものに限る。）を除く。）とする。

第三十四条の二の二　令第十八条の二第四号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

一～七　（略）

第三十四条の二の六　法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令第十八条の二第一号及び第二号に掲げる物並びに令別表第三第一号1から7までに掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。

2　（略）

第三十四条の二の二　令第十八条の二第三号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

一～七　（略）

第三十四条の二の六　法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。

2　（略）

別表第二を次のように改める。

別表第２（第30条、第34条の２関係）

項	物	備考
1	亜鉛	
2	亜塩素酸ナトリウム	
3	アクリルアミド	
4	アクリル酸	
5	アクリル酸イソオクチル	
6	アクリル酸イソブチル	
7	アクリル酸エチル	
8	アクリル酸２―エチルヘキシル	
9	アクリル酸２―エトキシエチル	
10	アクリル酸グリシジル	
11	アクリル酸２―（ジメチルアミノ）エチル	
12	アクリル酸ターシャリーブチル	
13	アクリル酸ノルマルーブチル	
14	アクリル酸２―ヒドロキシエチル	
15	アクリル酸２―ヒドロキシプロピル	
16	アクリル酸メチル	
17	アクリル酸２―メトキシエチル	
18	２―［（アクリロイルオキシ）メチル］―２―（ヒドロキシメチル）プロパン―１，３―ジイル＝ジアクリラート	
19	アクリロニトリル	